

## 記憶を元に口頭・ホワイトボードで開示した 情報と営業秘密保護

車の自動運転技術や医療分野での活用が期待されている磁気センサを製作する装置に関する情報について、記憶を元に口頭およびホワイトボードで開示したことが営業秘密侵害罪に該当するかが争われた。

名古屋地判令和4年3月18日の判断

主文

被告人兩名はいずれも無罪。

理由

### 第1 公訴事実

本件公訴事実は、「被告人 a は、磁気センサの開発、製造及び販売等を目的とする b 株式会社（以下「b」という。）において、平成24年6月19日から平成25年6月17日までの間、役員である技監として磁気センサの開発・製造に関し提言等をする業務に従事していた者、被告人 c は、同社において、平成24年6月19日から平成25年12月31日までの間、従業員である生技・製造本部第3生産技術部部長として磁気センサの開発・製造業務の管理等に従事していた者であって、いずれも、同社から、同社が保有する営業秘密であるワイヤ整列装置（1号機ないし3号機）の機能及び構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関する技術上の情報を示されるとともに、同社に対し、前記情報の管理に係る任務を負っていたものであるが、被告人兩名は、共謀の上、不正の利益を得る目的で、前記任務に背いて、同年4月9日、岐阜県 q 工場会議室において、株式会社 d（以下「d」という。）従業員 e に対し、前記情報を口頭及びホワイトボード（以下「本件ホワイトボード」という。）に図示する方法で説明し、もって b の営業秘密を開示した」というものである。

### 第2 検察官主張工程

検察官は、被告人兩名が、平成25年4月9日の打合せ（以下「本件打合せ」という。）において、e に対し、ワイヤ整列装置が



㊦ 引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分（以下「チャック」という。）がアモルファスワイヤをつまみ、一定の張力を掛けながら基板上方で右方向に移動する

㊧ アモルファスワイヤに張力を掛けたまま仮固定する

㊨ 基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したアモルファスワイヤを基準線として位置決め調整を行う

㊩ 基板固定台座を上昇させ、アモルファスワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする

㊪ 基板の左脇でアモルファスワイヤを機械切断する

㊫ 基板固定台座が下降し、次のアモルファスワイヤを挿入するために移動する

㊬ 以下㊦ないし㊫を機械的に繰り返す

というワイヤ整列工程を可能とする装置である旨を口頭及び本件ホワイトボードに図示する方法で説明した旨主張し、㊦から㊬までの工程（以下「検察官主張工程」という。）が、bが独自に開発・構成した一連一体の工程であって、bに帰属し、保有されているbの営業秘密である旨主張する。

### 第3 争点等

弁護人は、①検察官主張工程（あるいは、同工程に関して被告人両名が本件打合せにおいて説明した情報）は、bの営業秘密ではない、②被告人両名にbの営業秘密を開示する故意はない、③被告人両名に不正の利益を得る目的はないなどと指摘して、被告人両名がいずれも無罪である旨主張し、被告人両名もそれに沿う供述をしている。

### 第4 判断の骨子

本件打合せにおいて被告人両名がeに説明した情報は、アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関するものではあるが、bの保有するワイヤ整列装置の構造や同装置を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程とは、工程における重要なプロセスに関して大きく異なる部分がある。また、上記情報のうち検察官主張工程に対応する部分は、アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ、余りにも抽象化、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえないので、営業秘密の三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）のうち、非公知性の要件を満たすとはいえない。したがって、被告人両名は、本件打合せにおいて、bの営業秘密を開示したとはいえない。

#### 1 営業秘密該当性（非公知性要件）

##### (1) bの工程と大きく異なる部分

本件打合せにおいて被告人両名が説明した情報は、bのワイヤ整列装置の工程と重要なプロセスに関して、大きく異なる部分がある。すなわち、工程㊦に関して、bのワイヤ整列装置では、なるべくアモルファスワイヤに応力を加えないようにするために、基板の手前にシート磁石が埋め込まれた溝（「ガイド」）を設置したり、切断刃近くに磁石を設置したりしてワイヤの位置を保持し、チャック



以外では、ワイヤになるべく触れずに挟圧しない方法が採られている（ただし、3号機では、「ワイヤロック」による挟圧はされている。）。

これに対し、被告人両名が説明した情報は、前記のとおり、まっすぐにぴんと張る程度に張力を掛けて引き出されたワイヤを2つの棒状のもので「仮押さえ」をするというものである。この工程は、ワイヤを基板の溝等に挿入して整列させる工程において、「ワイヤ引き出し」、「仮固定」、「切断」といった重要なプロセスに関するものである。被告人両名が説明した情報は、bのワイヤ整列装置の工程と重要なプロセスに関して大きく異なるところがある。

## (2) 一連一体の工程としての非公知性

本件打合せにおいて被告人両名がeに実際に説明した、ワイヤ整列工程に関する情報のうち、検察官主張工程と共通する部分（本件実開示情報）は、アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ、余りにも抽象化、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまるので、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない。

### (ア) 当裁判所の判断

本件実開示情報は、一連一体の工程として見ても、非公知性の要件を満たすとはいえない。

すなわち、被告人両名は、前記のとおり、アモルファスワイヤの特性を踏まえ、基板上にワイヤを精密に並べる上で重要になるはずのbのワイヤ整列装置に備わっている工夫に関する情報、例えば、位置決め調整におけるCCDカメラの活用、ワイヤ引き出し時（送り出し時）におけるモーターの回転方法、ワイヤの仮固定における「ガイド」等の機構、基板上の溝等に仮止めする際の磁石の配置、ワイヤがチャックに付着し続けなくするための工夫等について、eに対して説明していない。

また、本件実開示情報は、アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるために重要となるはずの情報がそぎ落とされ、余りにも抽象化、一般化されすぎていて、一連一体の工程として見ても、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまるので、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない。

### (イ) 検察官の主張に対する判断

確かに、1号機ないし3号機は、bが独自に開発したものであり、アモルファスワイヤの特性を踏まえ、基板上にワイヤを精密に並べるための工夫が含まれた工程そのものは、非公知性の要件を満たすと考えられる。また、ある情報の断片が様々な公刊物に掲載されるなどして、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。そして、開示者が、営業秘密保有者から入手した営業秘密の一部やそれを抽象化、一般化したものを開示した場合、あるいは、その一部をアレンジして開示した場合であっても、営業秘密を開示したといえる場合もあり得る。さらに、1号機ないし3号機の全てに共通する工程も一応存在するとはいえる。

しかし、本件打合せにおいて、被告人両名は、1号機ないし3号機の機能及び構造、各装置を用いてワイヤを基板上に整列させる工程そのものを開示したわけではない。そして、複数の情報の総体としての情報については、なお、当該情報が非公知である、というためには、組合せの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、営業秘密保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうか



かによって判断されるべきであるが、本件についていえば、本件実開示情報は、真の工夫に関する情報がそぎ落とされ、組合せとして見ても、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない。

ある工程に関する説明内容と被侵害者の保有する工程に関する営業秘密を比較する場合、真実、被侵害者の保有する営業秘密とは異なる情報であったとしても、その課題、目標が共通のものであると、両者を抽象化、一般化していくと、いずれかの段階で、何らかの共通部分を見いだすことが可能になる場合がほとんどである。アモルファスワイヤを基板上に並べる、という課題、目標についていえば、ワイヤがリールに巻かれて販売されているのであるから、通常の工程としては、リールから引き出すなどしてワイヤを直線状にすることが必要になる。また、基板上に並べる場所とワイヤの位置合わせも必要になる。さらに、ワイヤを切断することも必要になる。そして、2本以上のワイヤを基板上に並べるのであれば、そのような工程を機械的に繰り返す必要がある。これらの工程が必要になること自体は、容易に知ることができ、工程の内容も、抽象化、一般化されていくと、ありふれた工程に近づいていき、一般的に知られているか容易に知ることができる内容に成り下がってしまう。

ある工程に関する説明内容と被侵害者の保有する工程に関する営業秘密を比較して、両者の技術情報の違いが大きかったり、説明内容から真の工夫がそぎ落とされたりした場合には、工程を相当抽象化、一般化して初めて共通部分を見いだすことができることになる。本件打合せにおける被告人両名のワイヤ整列工程に関する説明内容は、工程における重要なプロセスに関してbのワイヤ整列装置の工程と大きく異なる部分があったり、bの保有するワイヤ整列工程に関する営業秘密の真の工夫がそぎ落とされたりしたために、bの営業秘密と共通する部分としては、一般的に知られているか容易に知ることができる内容になってしまったといわざるを得ない。

## 第5 付言

企業が保有する営業秘密の経済活動における重要性は、今日一層高まっており、営業秘密侵害行為により、企業の競争力が損なわれることはあつてはならず、刑事的保護の必要性も高い。また、刑事上の措置においても、営業秘密該当性の要件は、不正競争防止法の平成15年改正の経緯等に照らしても、民事上の要件と同じものと解されるべきである。

本件についていえば、b1号機ないし3号機は、bが独自に開発したものであり、アモルファスワイヤの特性を踏まえ、基板上にワイヤを精密に並べるための工夫が含まれた工程そのものは、bの営業秘密として保護されるべきものである。

しかし、本件打合せにおいて被告人両名が説明した情報は、bの工程とは、重要なプロセスに関して大きく異なる部分がある上、同情報のうち検察官主張工程に対応する部分は、余りにも抽象化、一般化されすぎている。また、bは、1号機の開発過程で得られたノウハウを、本来、JSTにきちんと報告するべきであったのに、その義務を十分に果たしていない。さらに、bは、f（筆者注：1号機の製作者）との間で締結した1号機に関する秘密保持契約について、期間延長に関する条項があったにもかかわらず、期間を延長することなく放置していた。そして、bは、上記抽象化、一般化された情報についてまで、当該情報が記載された文書に秘密であることを表示するなどして、一般情報ではないと明示して管理するなどの措置を講じていたわけでもない。

このように、JSTとの委託開発事業により得られたノウハウをJSTに報告するという契約上の義務を誠実に履行しなかったbにおいて、当該ノウハウについて、JSTにきちんと報告しないままにし、1号機に関する秘密保持契約の期間を延長すらしていなかったのに、その後になって、一般情



報ではないと明示して管理するなどの措置を講じていなかった抽象化、一般化された情報についてまで、自社の営業秘密として保護を受けようとするのは、いささか都合が良すぎる。

本件打合せにおける説明を捉えて起訴されたのは、本件ホワイトボードの写真が発見押収されたためであるとうかがわれるが、本件打合せにおいて、被告人両名が説明した情報は、bの工程と大きく異なる部分がある上、同情報のうち検察官主張工程に対応する部分は、抽象化、一般化されすぎている。本件打合せを捉えて、bの営業秘密を開示したと構成するのは無理がある。

本件起訴には、このような無理があるので、被告人両名を無罪とすることは、営業秘密の刑事的保護の重要性を軽視するものでは決してない。

### Practical tips

技術情報や営業情報が記載された書類が持ち出された事案と異なり、本件においては、記憶を元に口頭およびホワイトボードで情報を開示したことが営業秘密漏洩に当たるかが争われており、非常に悩ましい問題である。営業秘密保有者たる企業からすれば、従業員であった者が記憶を持ち出さないようにすることは不可能であるが、当然のことながら、従業員であった者が自社の投資産物を不当に使用することを抑止したいと考える<sup>1</sup>。他方、従業員であった者からすれば、従前在籍していた企業での経験ないし記憶を有効活用したいと考え<sup>2</sup>、この点は職業選択の自由とも関わりうる。どのような場合に営業秘密として保護され、どのような場合に保護されないか。従業員であった者は、何を話してよく、何を話してはダメなのか。分水嶺はどこか。

本判決は、検察官が主張するbの営業秘密（「検察官主張工程」）と同工程に関して被告人両名が本件打合せにおいて説明した情報とを対比し、両者に重要なプロセスに関して大きく異なる部分があり、共通する工程は余りにも抽象化、一般化されすぎ、一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえないと判示した。この判断手法は、米国における営業秘密法の第一人者であるJames Pooley氏（元WIPO事務局次長）が提唱する、営業秘密保有者が定義した営業秘密と、パブリックドメインにある情報および被疑侵害者のデータ・製品とを比較する手法<sup>3</sup>と基本的には同一であろう。そして、本判決は、一般論としては「開示者が、営業秘密保有者から入手した営業秘密の一部やそれを抽象化、一般化したものを開示した場合、あるいは、その一部をアレンジして開示した場合であっても、営業秘密を開示したといえる場合もあり得る。」としつつ、「本件打合せにおける被告人両名のワイヤ整列工程に関する説明内容は、工程における重要なプロセスに関してbのワイヤ整列装置の工程と大きく異なる部分があったり、bの保有するワイヤ整列工程に関する営業秘密の真の工夫がそぎ落とされたりしたために、bの営業秘密と共通する部分としては、一般的に知られているか容

<sup>1</sup> FindLaw Attorney Writers, *The Cutting Edge of Trade Secret Law*, March 26, 2008, <https://corporate.findlaw.com/intellectual-property/the-cutting-edge-of-trade-secret-law.html>, last visited October 17, 2022.

<sup>2</sup> FindLaw Attorney Writers, *The Cutting Edge of Trade Secret Law*, March 26, 2008, <https://corporate.findlaw.com/intellectual-property/the-cutting-edge-of-trade-secret-law.html>, last visited October 17, 2022.

<sup>3</sup> James Pooley, *How To Respond To A Claim of Trade Secret Misappropriation*, August 8, 2017, <https://pooley.com/how-to-respond-to-a-claim-of-trade-secret-misappropriation/>, last visited October 17, 2022.



易に知ることができる内容になってしまったといわざるを得ない。」と判断した。どの程度の抽象化、一般化があれば営業秘密を開示したとはいえないかについての分水嶺は、不明である。しかし、共通部分が抽象化、一般化されることにより非公知ではなくなるとの本判決の判断は、裏を返せば、工程の大きな違い（技術情報の大きな違い）と説明内容から営業秘密の真の工夫がそぎ落されていることから導かれているものである以上、結局のところ、両技術の違いの程度と内容が決定的なファクターになるものであろう。

「通常の事件では、営業秘密を記載した書類の持ち出しが対象だが、今回は営業秘密が不明確のまま起訴したため、裁判が長期化した可能性がある。」（帖佐教授）や、「証人尋問の結果明らかになったことは、bの装置の工程は検察官が営業秘密だと主張するようなものではなく、しかもbの従業員においても、何がbの装置の真の秘密なのか、ということについて見解が食い違っていたこと。」（弁護士）との指摘がある<sup>4</sup>。米国においても、営業秘密の定義が出発点であり<sup>5</sup>、被疑侵害者としては相手方に対して営業秘密の定義を早急に要求すべきと助言されている<sup>6</sup>。被告人らが開示した情報はホワイトボードで特定されているのに対して、bの営業秘密を特定しきれなかったであろうことが、検察側の敗因の一因と推測される。

営業秘密保有者としては、刑事告訴を行うか否かについて、プロとコンを比較して、慎重に決定することが望ましい<sup>7</sup>、刑事裁判においてはコントロールを失うことや、営業秘密案件に慣れていない警察・検察が処置を誤るリスクを検討する必要がある<sup>8</sup>、とのJames Pooley氏の助言は、我が国においても等しくあてはまるであろう。特に、本件のように、「刑事上の措置においても、営業秘密該当性の要件は、民事上の要件と同じものと解されるべきである。」との付言が付された場合には、民事裁判への影響も無視できない。他方、我が国におけるプロとして、刑事裁判を足掛かりにした証拠収集を行って、民事裁判に利用できる可能性があるという点が挙げられる。刑事告訴を行うことを選択した場合は、営業秘密侵害の民事裁判を担当する弁護士が、検察官と緻密に協議をするのがよい。被疑侵害者側も、紛争になる可能性を感じた場合には、情報を開示するか、開示するとしてどのように開示するかについて、営業秘密案件に慣れている弁護士と事前に相談をした方が、紛争を予防できる可能性が高まるであろう。実際、本判決も、被告人の捜査段階における供述の信用性は必ずしも高くないとして、被告人に有利に認定した文脈においてであるが、被告人cの検察官調書のうちノウハウに

<sup>4</sup> [https://magnedesign.jp/wordpress/c\\_cases/](https://magnedesign.jp/wordpress/c_cases/), 2022年10月17日最終閲覧。

<sup>5</sup> FindLaw Attorney Writers, *The Cutting Edge of Trade Secret Law*, March 26, 2008, <https://corporate.findlaw.com/intellectual-property/the-cutting-edge-of-trade-secret-law.html>, last visited October 17, 2022.

<sup>6</sup> James Pooley, *How To Respond To A Claim of Trade Secret Misappropriation*, August 8, 2017, <https://pooley.com/how-to-respond-to-a-claim-of-trade-secret-misappropriation/>, last visited October 17, 2022.

<sup>7</sup> JAMES POOLEY, *SECRETS: MANAGING INFORMATION ASSETS IN THE AGE OF CYBERESPIONAGE* 220 (2015).

<sup>8</sup> JAMES POOLEY, *SECRETS: MANAGING INFORMATION ASSETS IN THE AGE OF CYBERESPIONAGE* 224 (2015).



当たると考えていたと記載されている部分は、法的評価に関する事項であり、被告人cは、知的財産分野の専門家というわけでもなく、証拠価値はさほど高くないとしている。

名古屋地検は控訴せず、本判決は確定した。「判決内容を検討した結果、原審を覆すことは困難と判断し、控訴しないこととした。」との次席検事のコメントが報道されている。非公知性を否定するのみならず、仮に営業秘密該当性が肯定されたとしても故意責任を問うことはできないとの判示や、「いささか都合が良すぎる」、「本件起訴には無理がある」との付言まで付されていることも考慮されたのであろう。

## 執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



## ABE & PARTNERS 阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496  
FAX 06-6949-1487  
MAIL [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル



[www.abe-law.com](http://www.abe-law.com)

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。